

## 参考資料9 目標一覧

### ■にしはら健康21(第3次)

#### 4.1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

分野	指標	現状値 (ベースライン) 活用データ年度	目標値 (R16年度)	データソース/備考		
全体	健康寿命の延伸	(男性)	81.6歳 2020	延伸	沖縄県市町村別健康指標 (令和5年6月)	
		(女性)	84.63歳 2020			
	早世の予防 (65歳未満死亡者数の割合の減少)	(男性)	14.9% R4	減少		人口動態統計(死亡統計)
		(女性)	14.9% R4			
	【参考値】 要介護2～5の認定率の増加の抑制	777人(9.5%)	R4	抑制	介護保険事業状況報告	

#### 4.2 個人の行動と健康状態の改善

##### 1 生活習慣の改善

分野	指標	現状値 (ベースライン) 活用データ年度	目標値 (R16年度)	データソース/備考	
栄養・食生活	全出生数中の低出生体重児の割合の減少	11.2% R4	減少	人口動態統計(出生統計)	
	適正体重維持者の増加	20～60歳代男性の肥満者の割合の減少	46.7% R4	40%	若年健診・特定健診
		40～60歳代女性の肥満者の割合の減少	30.7% R4	25%	特定健診
	20～30歳代女性のやせの割合	22.9% R4	20%	若年健診	
	肥満(BMI25以上)の高齢者の割合の増加の抑制	低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制	9.1% R4	5%	特定健診・長寿健診
		肥満(BMI25以上)の高齢者の割合の増加の抑制	38.7% R4	30%	
	肥満傾向にある子どもの割合の減少 (10歳(小5)の肥満傾向児(肥満度20%以上)の割合)	(男子)	16.2% R4	減少	学校保健統計調査
(女子)		9.7% R4	減少		
身体活動・運動	1回30分以上の運動習慣なしの者の割合の減少	50.8% R4	減少	特定健診	
飲酒	毎日お酒を飲む人を減らす	(男性)	22.6% R4	20%	特定健診
		(女性)	5.1% R4	現状維持	
	妊娠中の飲酒をなくす	1.0% R4	0%	親子健康手帳交付時アンケート	
喫煙	成人の喫煙率の減少	(男性)	20.0% R4	15%	特定健診
		(女性)	3.8% R4	3%	
	妊娠中の喫煙をなくす	1.0% R4	0%	親子健康手帳交付時アンケート	
歯・口腔	3歳児でう蝕がない者の割合の増加	85.6% R4	90%	乳幼児健康診査報告書	
	食事のおやつ時間が規則正しい幼児の割合(1歳6か月)	83.4% R4	85%		
	12歳児の一人平均う蝕数の減少	1.25本 R4	1.00本	学校保健統計調査	
	歯周疾患健診受診者の増加	42名(2%) R4	増加	歯周疾患健診	

##### 2 生活習慣病(NCDs)の発症予防・重症化予防

分野	指標	現状値 (ベースライン) 活用データ年度	目標値 (R16年度)	データソース/備考	
がん	がん検診受診率の向上	(胃がん)	6.8% R4	20%	地域保健・健康増進事業報告
		(肺がん)	6.4% R4		
		(大腸がん)	6.4% R4		
		(子宮頸がん)	11.1% R4		
		(乳がん)	8.5% R4		
	精密検査受診率の向上	(胃がん)	77.8% R3	90%	
		(肺がん)	90.0% R3		
		(大腸がん)	59.5% R3		
	(子宮頸がん)	42.9% R3			
	(乳がん)	81.0% R3			
循環器	※データヘルス計画に掲載				
糖尿病					
COPD	4.2 個人の健康状態の改善 1(4)喫煙 の目標に準じる				

3 生活機能の維持・向上

分野	指標	現状値 (ベースライン) ・活用データ年度	目標値 (R16年度)	データソース/備考
高齢者	足腰に痛みのある高齢者の割合の減少	筋骨格系既往 (15.9%)	R4	現状維持
	骨粗しょう症の女性の割合の増加の抑制	5.0%	R4	維持

4.3 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

分野	指標	現状値 (ベースライン) ・活用データ年度	目標値 (R16年度)	データソース/備考
こころ	自殺者数の減少(人口10万対)	16.8人	R4	20%以上減少
	気分障害、不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の減少	36.3%	R3	減少

■西原町食育推進計画

分野	指標	現状値 (ベースライン) ・活用データ年度	目標値 (R10年度)	データソース/備考	
心次世代の健康を担う子供たちを支える	【再掲】 全出生数中の低出生体重児の割合の減少	11.2%	R4	減少	
	【再掲】 食事のおやつ時間が規則正しい幼児の割合(1歳6か月)	83.4%	R4	85%	
	3歳児での肥満者の割合の減少	3.5%	R4	減少	
	【一部再掲】 肥満傾向にある子どもの割合の減少 (肥満傾向児(肥満度20%以上)の割合)	小5男子	16.2%	R4	減少
		小5女子	9.7%	R4	減少
		中2男子	7.6%	R4	減少
		中2女子	7.4%	R4	減少
	朝食をしっかりと食べる児童生徒の割合の増加	小5	80.8%	R4	増加
中2		76.9	R4	増加	
健康やかな長寿暮らしを支える	【再掲】 20～30歳代女性のやせの割合の減少	22.9%	R4	20%	
	【再掲】 40～60歳代女性の肥満者の割合の減少	30.7%	R4	25%	
	【再掲】 20～60歳代男性の肥満者の割合の減少	46.7%	R4	40%	
	【再掲】 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制	9.0%	R4	5%	
	週3回以上朝食を抜く者の割合の減少	13.9%	R4	減少	
	就寝前に夕食を摂る者の割合の減少	18.9%	R4	減少	

■第3期 データヘルス計画 ・ 第4期 特定診査等実施計画

分野	指標	現状値 (ベースライン) ・活用データ年度	目標値 (R10年度)	データソース/備考	
中長期目標 (医療費の抑制)	脳血管疾患の総医療費に占める割合の維持	2.9%	R4	維持	
	虚血性心疾患の総医療費に占める割合の維持	1.4%	R4	維持	
	慢性腎不全(透析あり)総医療費に占める割合の維持	4.4%	R4	維持	
	糖尿病性腎症による透析導入者の割合の減少	2.7%	R4	減少	
	糖尿病性腎症による年間新規透析導入者の割合の減少(人口10万対)	2.8	R4	減少	
短期目標 (生活習慣病や重症化予防の対象者を減らす)	メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少	41.0%	R4	減少	
	【再掲】 メタボリックシンドローム該当者の減少	25.2%	R4	減少	
	【再掲】 メタボリックシンドローム予備群の減少	15.9%	R4	減少	
	【再掲】	A メタボ該当者+高血圧者の割合減少(140/90以上)	8.6%	R4	減少
		A+高血糖者の割合減少(HbA1c8.0以上)	0.6%	R4	減少
		A+脂質異常者の割合減少(LDL160以上)	0.6%	R4	減少
		A+尿蛋白有所見者の割合減少(2+以上)	0.2%	R4	減少
		A+高尿酸者の割合減少(8.0以上)	0.5%	R4	減少
	健診受診者の高血圧者の割合減少(160/100以上)	4.2%	R4	減少	
	健診受診者の脂質異常者の割合減少(LDL160以上)	10.0%	R4	減少	
	健診受診者の血糖異常者の割合減少(HbA1c6.5%以上)	12.4%	R4	減少	
	健診受診者のHbA1c8.0%(NGSP値)以上の者の割合の減少	2.0%	R4	減少	
	健診受診者の尿蛋白有所見者の割合減少(2+以上)	1.3%	R4	減少	
	糖尿病の治療継続者の割合の増加	68.9%	R4	減少	
	特定健診受診率60%以上	34.9%	R4	60%以上	
	特定保健指導実施率60%以上	65.6%	R4	60%以上	
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	15.3%	R4	増加	

## 参考資料10 西原町健康づくり推進協議会設置要綱

### ○西原町健康づくり推進協議会要綱

平成11年11月24日

要綱第33号

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、西原町附属機関の設置に関する条例(平成16年西原町条例第17号)第3条の規定に基づき、西原町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、研究及び審議し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 健康診査及び健康相談事業に関すること。
- (2) 保健事業及び組織の育成に関すること。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) 健康づくりに関する知識の普及に関すること。
- (5) にしはら健康21計画、西原町食育推進計画及び西原町自殺対策計画の策定並びに評価及び推進に関すること。
- (6) その他健康増進に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健所等の関係行政機関の職員
- (2) 医師会等の保健医療機関の職員
- (3) 学校、事務所等の関係団体の職員
- (4) 知識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度の末日とする。ただし、再任することができる。

2 前項の規定にかかわらず、町長は必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で委員の任期を延長することができる。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第8条 第2条に規定する所掌事務について、事前に調査及び研究し、その内容を協議会に提起するため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、健康保険課長、福祉課長、生涯学習課長、こども課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 3 会長は、前項に掲げる者のほか、必要と認める者を幹事会に出席させることができる。

(作業部会)

第9条 協議会に、第2条第5号に規定する所掌事務に関する業務を行うため、幹事会の下に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康保険課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(内規の廃止)

- 2 西原町健康づくり推進協議会設置要綱(内規・昭和61年2月6日施行)は、廃止する。

附 則(平成20年要綱第22号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年要綱第1号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年要綱第6号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年要綱第 21 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年要綱第 28 号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(令和元年告示第 65 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和 4 年告示第 28 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年告示第 111 号)

この告示は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

参考資料11 西原町健康づくり推進協議会委員名簿

## 西原町健康づくり推進協議会委員名簿

令和5年度 健康づくり推進協議会委員 10名

	氏名	団体名・役職等	構成組織
1	新垣 正祐	社会福祉法人 西原町社会福祉協議会 会長	関係団体
2	上原 健司	沖縄県南部保健所 健康推進班長	関係行政機関
3	宮平 苗子	西原町老人クラブ連合会	関係団体
4	大城 伸吾	西原町行政区自治会長会	関係団体
5	比嘉 清美	西原町食生活改善推進協議会 会長	関係団体
6	町田 哲子	西原町商工会 女性部長	関係団体
7	長浜 生和子	西原町養護教諭研究会 会長	学校関係団体
8	島袋 桂	沖縄国際大学 産業情報学部企業システム学科 講師	知識経験者
9	新里 脩	中部地区医師会 西原班 しんざと内科 院長	保健医療機関
10	石川 寛	中部地区歯科医師会 西原班 石川歯科医院 院長	保健医療機関